

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第七章 失業対策職業安定立法

第四節 緊急失業対策法の公布施行

一九四六年五月二二日連合軍総司令部は日本政府に対し、一九四六年度予算に公共事業費六〇億円を計上するよう命令し、同時に「公共事業計画原則」を示したのであったが、これに基づいて政府は四六年九月三日「公共事業処理要綱」を決定し、それ以来公共事業は「日本経済の復興と失業者の吸収」を目的として行われて来た。同年一月には失業者優先使用の原則が決定し、四八年四月には失業者吸収率も定められたが、公共事業における失業者の使用は決して十分でなかった。例えば四八年において公共事業で働いた全労働者のうち職業安定所の紹介で雇われた労働者は全体の二〇%にも達していない。これは公共事業を行う地域と失業者の存在地との不一致、仕事の内容と労働者の能力または希望との不一致、公共事業における低賃金等が原因であるとみられる。

このような情勢の下で前記中央職業安定委員会の答申の第二に基き、政府は前記「現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件」の第二で、「公共事業に失業者を吸収すべき特別方途を講ずること」を定めたのであるが、第五国会に提出された緊急失業対策法案は右の方途を具体化しようとしたものである。

同法案は四九年四月二三日衆議院および参議院に同時に提出され、衆議院では四月二〇日原案通り可決、参議院は五月一日同じく無修正で可決した。提案理由は要旨次の如くであった。

緊急失業対策法案提案理由

公共事業については、昭和二一年五月に連合軍総司令部の命令として発せられました「日本公共事業計画原則」に基き、昭和二一年度から、経済再建と失業者吸収を目途として計画実施せられて参ったのであります。

而して、公共事業に対する失業者吸収のためには、公共事業に就労する労働者は、公共職業安定所の紹介によることが、同上覚書に命令されており、政府はこの命令に従い行政措置としてこれを実施し、更に昨年四月以降は公共事業に更に一層の失業者を吸収活用するため、公共事業について一定の失業者吸収率を定め、この方針に基き、失業者吸収のために努力を致して参ったのであります。

然るに、今般経済九原則の強力な実施に伴いまして、今後の失業は、いよいよ深刻化することが、予想せられ、一部の企業においてはその経営の合理化のためすでに失業者の発生を見るに至ったのであります。

かような情勢に対処致しまして強力な失業対策を樹立し、社会不安の除去と経済安定興隆に寄与致しますことは、洵に緊要なことでありまして、政府におきましては、失業保険法及び職業安定法の改正と相まって、ここに本法案を提案する次第でございます。

成立した同法は五月二〇日法律第八九号として公布即日施行されたが、その主な内容は次の如

くである。

(一)目的。まず第一条で、「この法律は、多数の失業者の発生に対処し、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図るとともに、経済の興隆に寄与することを目的とする」と定めた。

(二)失業対策事業および公共事業の定義。第二条第一項で、「この法律で『失業対策事業』とは、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、労働大臣が樹立する計画及びその定める手続に従って、国自ら又は国庫の補助により地方公共団体等が実施する事業をいう」と定め、同第二項で、「この法律で『公共事業』とは、経済安定本部総務長官の認証を受けて、国又は地方公共団体等が実施する公共的な建設及び復旧の事業をいう」と定めた。

(三)失業対策事業の要件。第四条は、失業対策事業が左の各号のすべてに該当するものでなければならないと規定している。

- 一、できるだけ多くの労働力を使用する事業。
- 二、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれのある地域において施行される事業。
- 三、失業者の状況に応じて、これを吸収するに適切な事業。
- 四、事業費のうち労力費の占める割合が、労働大臣め定める率以上のものである事業。
- 五、雇用状況の変化に応じて、容易にその規模を変更し、又は停止することができる事業。

右のうち第四号の「事業費のうち労力費の占める割合」は四九年八月五日労働省告示第一五号によって次表の如く定められた。

事業種目	率	事業内容
荒廃市街地整理事業	八〇%	公共用地内の整理及び防空壕埋戻
街路整備事業	八〇%	都市計画指定道路の新設、補修、改良、除雪
公共空地整備事業	八〇%	公園、児童公園、運動場、緑地の新設、整備(清掃を除く)
水路整備事業	八〇%	排水溝の新設、補修、改良、水面埋立
河川整備事業	六〇%	河川の補修、改良
道路整備事業	六五%	道路(街路を除く)の新設、補修(清掃を除く)、改良、除雪
砂防事業	六五%	河川砂防、山林砂防
港湾整備事業	六〇%	港湾(漁港を含む)護岸、埋立、浚渫
農業土木事業	七〇%	農業関係の用排水路、溜池、道路、井堰の新設、補修、改良
環境衛生整備事業	八〇%	公園、街路及び道路の側溝、下水溝、浄水池の清掃及び堆積塵芥の処理

(四)失業情勢の調査、計画の樹立、種目の決定、開始又は停止時期の決定。政府は失業情勢の調査分析のために必要な措置を講じ(第五条)、この調査に基づいて労働大臣は所要の失業対策事業のための一般的計画を樹立しなければならない(第六条)。事業種目は労働大臣が経済安定本部長官と協議して定め(第七条)、事業の開始又は停止の時期は労働大臣が定める(第八条)。

(五)失業対策事業に使用する労働者。

1 失業対策事業の事業主体が使用する労働者は、公共職業安定所において紹介することが困難な技術者、技能者及び監督者を除いて、公共職業安定所の紹介する失業者でなければならない。

2 労働大臣は、失業対策事業に使用される失業者に支払われる賃金の額を定める。この場合には、同一地域において同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金の額より低く定めなければならない(第一〇条)。

(六)費用。失業対策事業は、国が、自らの費用で、又は地方公共団体等が、国庫から全部若しく

は一部の補助を受けて、実施する(第九条)。

(七)公共事業における失業者吸収率の決定。労働大臣は、経済安定本部長官と協議の上、公共事業の事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者とそのうちの失業者の数との比率を定めることができる(第一二条)。

右の吸収率は四九年六月二一日労働省告示第一二号をもって五%から四〇%の間で定められたが、これによって吸収される失業者数は二五、〇〇〇人、就労全労働者五〇万人の五%にすぎなかったが、失業情勢の緊迫にあい、四九年一〇月二二日労働省告示第二三号をもって次の如く改訂された。

都市及び特定地域において実施される事業一四〇%。

その他の地域において実施される事業一二〇%(但し、災害復旧事業一四〇%)

(八)失業者吸収率による失業者の雇入。失業者吸収率の定められている公共事業の事業主体は、公共職業安定所の紹介により、つねに失業者吸収率に該当する数の失業者を雇い入れなければならないが(第一三条第一項)その数をこえて雇入れることを妨げるものではない(第三項)。又、雇入を必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる(第二項)。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
